

節税で、今日からおトク。 確かな備えで、未来もナットク。

規模は小さくても、ひたむきに頑張る経営者の方を応援したい。

そんな思いから生まれた、小規模企業共済制度。掛金が全額所得控除になる

今のおトクと、積み立てによる未来のナットクがひとつになった、

従業員20名以下(※)の企業経営者のための制度です。

※宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業の場合は、常時使用する従業員は5名以下

節税

掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。



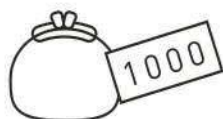
経営者の退職金

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。



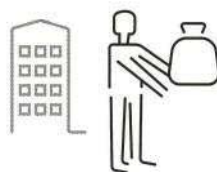
小規模企業共済のポイント 国がつくった、安心でおトクな制度です。

POINT
1



掛金は月1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定可能。
加入後も、いつでも変更できます。

POINT
2



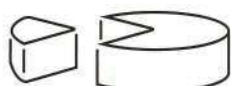
共済金は、退職・廃業時等に受取り可能。
満期や満額はありません。

POINT
3



共済金を一括で受取ると、「退職所得扱い」になり、
掛けた年数に応じて控除額が増えます。

POINT
4



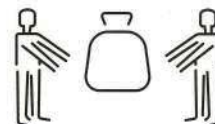
共済金を分割で受取ると、「公的年金等の雑所得扱い」になり、公的年金と同じ扱いになります。

POINT
5



共済金等の受給権は差し押さえ禁止。
将来の安心を、しっかり守ることができます。

POINT
6



納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けも可能。
もしもの時の、サポートにもなります。